

【「子どもと安全」機関間連携事例紹介】

社会安全・警察学研究所では、平成25～27年度の研究プロジェクトとして「子どもと安全」をめぐる諸問題に取り組んでいます。その研究の過程では、多くの関係機関がそれぞれに特色のある取組みを工夫を凝らして展開している姿に触れることができます。そこで、「子どもと安全」に関する取組事例を収集して研究データを蓄積するとともに、実務家の方々の執務の参考ともなることを目的として、研究にご協力いただいた諸機関にそれぞれの取組みを紹介していただく記事を連載することといたしました。

初回の今号では、非行少年に寄り添って立ち直りのための支援を行っている2つの自治体の取組みをご紹介します。

滋賀県「非行少年等立ち直り支援事業（あすくる）」 活動の現状と課題

清水 亘

大津市立皇子山中学校 教頭

（前 大津市教育委員会大津少年センター 次長）

1 滋賀県「非行少年等立ち直り支援事業（あすくる）」について

(1) 「非行少年等立ち直り支援事業（あすくる）」とは

非行等の問題を抱え、自分の居場所もなく悩み苦しんでいる少年が、自分自身を見つめ直し、自分の課題を克服しながら社会に適応できるように個別プログラムを組んで立ち直り支援を行う事業である。

非行等の問題を抱えた中学生から成人するまでの少年を対象とし、それらの少年の保護者にも家庭支援プログラムにより支援を行う。

(2) 「非行少年等立ち直り支援事業（あすくる）」の経緯

平成14年当時、少年非行は、戦後第4のピークを迎えているといわれ、滋賀県においても、量的な増大だけでなく再犯率が極めて高い状況にあった。そのため、再犯を防ぐ意味において支援の隙間にいる少年や地域に戻ってくる非行少年への支援の基盤として本事業が、平成16年より開始された。現在では、県内9箇所の少年補導センターにおいて事業を展開している。

(3) 「非行少年等立ち直り支援事業（あすくる）」の概要

本事業推進のため以下の職員を配置する。

- ・支援コーディネーター（教員OBの嘱託職員）

支援開始から終了までの間、個々の少年の支援及びそのプログラムの進行、管理及び調整を図る。

- ・現職教員

進路指導、学習支援および学校等との連絡・調整等を図る。

- ・心理臨床担当職員（非常勤の臨床心理士）

専門的立場から支援のアドバイスをしたり、少年や保護者の精神的安定を図る。

その他に

- ・無職少年対策指導員（平成元年度より各少年補導センターに配置）

無職少年の支援につき、支援コーディネーターを補佐する。

就労・就学支援プログラムの実施、支援協力企業等の開拓

- ・少年補導センター職員

支援コーディネーターの指示に基づき、支援プログラムの活動を支援する。

- ・青少年支援ボランティア

おもに大学生がボランティア登録しており、担当職員とともに支援プログラムの活動を支援する。

※これらの人的（支援コーディネーター・現職教員・心理臨床担当職員）費用、活動費用を県と市町でそれぞれ1/2を負担している。

2 大津少年センターにおける「非行少年等立ち直り支援事業（あすくる）」の現状

(1) 具体的な紹介ルート

- ・学校や家庭からの相談を少年センターが受けたことから、本事業による支援につなげる場合が多い。
- ・警察や関係機関（福祉）、家庭裁判所（調査官）、保護司、民生児童委員などからの紹介により支援を開始している。

(2) 具体的な支援プログラム

①就学支援プログラム

- ・自分に必要な学力を身につけ、資格取得、復学、進学等をめざす支援プログラム

②就労支援プログラム

- ・仕事に就くための基本的な知識や実力を身につけたり、職場実習やアルバイトなどの職業体験などを行う支援プログラム

③家庭支援プログラム

- ・保護者の方へのカウンセリングや相談活動を通じて家庭環境を整えるための支援プログラム

④生活改善支援プログラム

- ・昼夜逆転の生活など不規則な生活習慣を改めて、生活リズムをつくるための支援プログラム
- ・「あすくる」へ通所することにより生活のリズムを整える。

⑤自分探し支援プログラム

- ・カウンセリングを行って心の傷の回復や不安を和らげて気持ちを楽にする。
- ・体験活動を通じて自分自身を見つめ直し、将来に対する夢や目標、居場所を発見するための支援プログラム

(3) 平成25年度の状況

- ・支援を必要とする少年は多いが、定期的な通所により支援を行うことができたのは、19名（男12、女7）である。内訳としては、小学6年生が1名、中学生が14名、高校生2名、高校中退者2名である。
- ・小中学生15名については、基礎学力に欠け学校内で問題行動を起こしたり、生活の乱れから不登校状態に陥っている。

そのため、少年は週1、2回来所し、個別に就学支援（学習支援）プログラムを受け、生活の立て直しを図っている。

- ・高校生の2名については、不登校状態にあり、就学支援（学習支援）プログラムを受け、生活の立て直しを図ることにより復学している。
- ・高校中退者（16才）2名については、高校再受験を目指し就学支援（学習支援）プログラムを受けている。状況により就労を支援する場合もある。

3 大津少年センターにおける「非行少年等立ち直り支援事業（あすくる）」の成果と課題

(1) 成果

- ・校内で問題行動を起こしていた中学生のケースでは、本事業での支援により学習面でも自信を取り戻し、学校生活も安定している。
- ・生活の乱れから不登校状態にあったケースでは、朝から通所することにより徐々に生活リズムを取り戻し学校生活に戻っていった。
- ・他の関係機関（県警少年課の少年サポートセンターなど）との連携により、効果的な立ち直りが図れたケースもある。
- ・保護者へのカウンセリング等を通じて、家庭への支援を行ったことにより少年自身の生活にも改善が図れた。

(2) 課題

- ・支援の必要性がある少年を、関係機関や関係者が把握して紹介しても、本人が来所せず、継続した支援が行うことができないケースがある。中学生などの場合は、学校からの働きかけを行っているが、無職少年などの場合は困難である。
- ・一旦支援を開始しても、再び生活が乱れ支援を中断せざるを得ない場合がある。
- ・少年自身よりも家庭の問題が大きく改善が難しい場合がある。
- ・中学卒業後、ひきこもり状態にある少年への支援や、発達障害がある少年への支援が長期化している。
- ・保護者の都合により、転居を繰り返すケースでは、転居後に支援を引き継げない。
- ・虐待経験のある少年も多く、心理的なケアを必要とするケースも増加している。
- ・就労支援では、高校を卒業しておらず、また技能も身につけていないため、就労受け入れ先・職種が限定される。
- ・就労支援では、正規雇用が難しく、やむを得ずアルバイトに就労するケースが多い。
- ・就労支援では、就労先が見つかっていても短期間で再び離職するケースが多い。